

## 説明概要

令和2年度第4回 市川市社会福祉審議会	議題(2)
令和3年1月22日(金)	説明概要

議題(2)について説明させていただきます。

高齢者福祉計画と一体で策定される介護保険事業計画では、3年を1期とする計画期間中のサービス給付費(保険給付費・地域支援事業費)の見込量に応じた65歳以上の被保険者の介護保険料を決める必要があります。

介護保険料を積算するにあたっては、現計画期間の介護給付費の利用見込みを踏まえる必要があること、また、次年度以降の介護報酬改定案が12月末から1月にかけて示されることから、第3回社会福祉審議会で諮問させていただきました「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」においては、まだ積算が出来ずにお示ししておりませんでした。

介護保険料案積算に伴い、岸田会長へご報告に伺ったところ、諮問補足事項という形で審議会にてお示しするようご指示をいただきましたので、今回、市川市の第8期(令和3年～5年度)の保険料算定の考え方について説明させていただきます。

### 【資料1 ページ左側】

介護保険給付費の財源構成について、赤の斜線部分が第1号保険料で、赤の部分が国の調整交付金(5%が標準)となり、市川市は被保険者に占める後期高齢者(75歳以上)の割合が低く、また、所得の高い方の割合が高いため、交付率が低く、5%との差は保険料に上乗せされるため、負担割合は25.7%と近隣市と比べて高くなります。

### 【資料1 ページ右側】

#### ○第1号被保険者数の推移

高齢化の進展により被保険者数が増加していく中で、前期高齢者(65歳～74歳)数と後期高齢者(75歳以上)数が令和2年度に逆転し、第8期では後期高齢者の伸びが大きくなります。

#### ○給付費の推移

第7期計画における実績額は計画額に対して90%台で、ほぼ計画通りとなっています。

第8期計画における給付費については、

- ・計画期間中の高齢者人口、認定者数(直近の認定率からの推計)及び、
- ・要介護度別のサービス利用状況の推移や
- ・特養やグループホームなどの施設整備(介護サービスの供給量の増加)

等を勘案し、推計した結果、3年間に約948億円の給付費が必要となります。

これは、第7期の給付費と比較し、約73億円(約8%)の増額となります。

#### 【資料2ページ】

現時点の第8期の第1号保険料は、948億円の25.7%で約244億円となり、これを3年間の高齢者人口約32万人で割り、更に12か月で割ると、月額基準額(この額を基に所得額により17段階(市川市)の保険料となります)が6,400円程度と算出されます。

#### 【今後の対応】

今般のコロナ禍の状況においては保険料額の据え置きも検討しましたが、被保険者数が増加し給付費も増える見込のため、保険料額を値上げせざるを得ない状況であります。

その中でも低所得層へ配慮しつつ、保険料の上昇をできるだけ抑制したいことから、所得の高い方(第9段階から第17段階)の基準割合の引上げや20億円程度の介護保険事業財政調整基金の活用をはかり、できる限り基準月額を低く設定できるよう検討しており、現時点では5,800円程度と見込んでおります。